時事新報廣告料改正

時事新報は紙面を改良し面目を一新して以來發刊の紙數大に增加したれば廣告の効能も亦前日の比に非ず依て**十二月一日**より左表の如く**廣告料を改正**し同日以後御申込の廣告は此改正直段に依て其料金を可申受候此段廣告致候也

時事新報廣告料（前金）

五號活字廿四字詰	二回以下	三回以上
一行ニ付	貳拾錢	拾九錢

社説

海岸防禦

我海軍の勢力は海上に優勢を占むるを目的と爲す可きゝと勿論なれども勝敗は時の運にして豫じめ計る可らざるのみか時として敵の艦隊が暗夜もしくは濃霧等の機會を利し我目を偸んで來侵するゝとなきを期す可らず平素より海岸の守備を嚴にするの必要ある所以なり海岸の防禦備はりて敵艦の爲めに襲はるゝも後顧の患なきときは我艦隊は一意專心、その本務に當りて軍艦の勢力を攻擊の一方に集むるを得べく萬一退守の場合にも防禦の備わる海峽港灣は我軍艦商船の爲めに安全なる避難地と爲り又石炭の積入、貨物の上下、艦船の修理等にも差支なきを得べきなり扨その防禦の方法は如何と云ふに海岸の防禦とて日本全國の津々浦々到る處に砲臺を築き水雷を備へんとするに非ず海岸の要地にして我國防の爲めに必要なると同時に敵の目指す所の地點は自から計ふるを得べきが故に是等の海峽港灣に限りて適宜の防禦を施す其防禦の組織は之を移動固定の二種に分ち一は水雷艇、砲艦、海防艦等より成り一は砲臺、敷設水雷、望樓等を主とするものなり先づ移動防禦より論ぜんに我國現在の軍艦中には既に舊式陳腐に屬し航洋に適せずして單に海岸防禦の用に充つ可きもの少なからず收容艦鎭遠の如きも數年の後には浮砲臺として使用す可きものにして海防用の軍艦は割合に乏しからざるが故に今後の着手は多數の水雷艇を造りて要所に配置し以て防禦を嚴にするの得策たるを認めざるを得ず水雷艇の效力は今更ら述ぶるまでもなく快捷の運力と矮小の形體とを以て機敏迅速の運動は殆んど神出鬼沒とも云ふ可くして暗夜に乘じて敵艦を襲ひ一擊の下に如何なる堅艦巨舶をも破壞し去る其例の甚く可きは近く威海衛攻擊の實驗に徵するも明白なる可し而して其大なるもの即ち百二十噸以上のものに至れば單に海防の用のみならずして進んで攻擊の任務に當るを得るは勿論（我小鷹、福龍の二艇の如き此種類に屬す）若しも我艦隊が敵海を一掃して制海權を握るときは他の小水雷艇と雖も敵岸に迫りて威力を逞うするに差支なきは過般の戰爭中に我水雷艇の運動を見て知る可し即ち水雷艇は場合に由りては充分に進攻の用をも爲す可きものにして其效力は非常に大なる其上に經濟の點より見れば其製造費は甚だ廉にして例へば富士、八島の如き一等主戰艦一隻を造るの費用を以て水雷艇何隻を得べきやを試に計算するに攻守兩用を兼ね得可き一等水雷艇ならば凡そ二十隻、防禦專用の二三等水雷艇ならば三四十隻乃至五十隻を製造し得べき其小水雷艇の一擊は容易に一等主戰艦を沈沒せしむ可しと云ふ費用に割合して效力の大なる只驚く可きのみ左れば海岸に水雷艇隊の完備するものある時は如何に有力の艦隊も二百海里以內に近づくを得ずとは一般に許す所なり我海軍は素より海上の優勢を占むるを目的とするゝと勿論なりと雖も四面環海の嶋國に於て海岸の防禦も亦忽にす可らざるの必要あるからには其要用の廉にして製造も容易なるゝそ幸なれ思ひ切て多數の水雷艇を造りて各所に配置し日本の海岸は恰も水雷艇を以て取卷き敵艦をして一歩も近寄らしめざるの用意肝要なり歐洲の海軍國に於ては孰れも水雷艇を配置して海岸方面の防禦に任ぜしむる其中にも殊に伊太利の如きは全海岸を十四區に分ち各區に水雷本隊を設けて九隻の水雷艇を配置し其下に更らに第一第二の支隊を置て三隻の水雷艇を配置し以て海岸の防禦を嚴にする其有樣の壯なるは他國の風を望んで怖るゝ所なりと云ふ我輩は我海岸の防禦も亦伊太利の如くならんとを希望する者なり（近頃水雷艇の一種として潛行水雷艇（Submarine boat）なるものゝ發明あり實際の效力は未だ確ならざれども佛、米等二三の邦國にては試驗の上、既に採用したりと云ふ此水雷艇は水面を航するに僅に背部を現すのみにして若しも敵艦に接近するときは忽ち水中に沈んで水雷發射の働を爲す可し而して其速力は水面に於ては十九節、水面と水準に沈むときは十六節、深く水中に沈むときは八節、其水中に在るの時間は少なくも六時間にして然かも電氣の作用を以て上下左右自由自在なり是種の水雷艇は陸兵が戰場に地物を利用するに等しく海水の中に其艇軀を隱しながら突然軍艦を襲ふて固有の猛威を逞うするものなれば軍艦の爲めには非常の危險物にして今後ます〳〵改良を加ふるときは實に恐る可き攻防の武器たるに至るゝとならん兵器進步の今日に於て最も注意す可き所のものなり）又水雷艇の使用に就て更らに注意す可きは乘組員の氣風性質なり凡そ軍人たるものが戰に臨んで決死の覺悟は誰れしも同一樣ならんなれども水雷艇の攻擊は最初より死地に陷るものにして其乘組員たるものは萬々生還を期す可らず此一段に至りては伎倆熟練の外に更らに一種高尙の精神を要せざるを得ず世界の海軍國に於ても水雷艇員が勇敢決死、奇效を奏したるの例は少なからずと雖も日本國人は割合に勇武の氣象に富み國の爲めに死を恐れざるは固有の美質にして特に水雷艇の乘組に適するものと云はざるを得ず我輩は效力經濟の點は勿論、我國人の氣質よりするも水雷艇の完備を以て海岸防禦の第一に置かんとを主張するものなり

○告示

大藏省告示第九十七號

本年（十月）大藏省告示第八十四號臺北本金庫所屬臺中及臺南兩支金庫ノ開設期日ヲ明治廿九年十二月二十一日ニ鳳山及澎湖嶋兩支金庫ノ開設期日ヲ明治三十年一月一日ト改ム

明治二十九年十一月二十七日　大藏大臣　伯爵松方正義

陸軍省告示第十七號

鹿兒島縣下大隅國肝屬郡小根占村大字山本ノ內大[illegible]ヨリ同國[illegible]下大隅[illegible]大[illegible]村[illegible]乙[illegible]村[illegible]下琉球國中頭郡[illegible]村ニ至ル及鹿兒島縣下大隅國肝屬郡小根占村大字山本ノ內大[illegible]ヨリ同國下大隅[illegible]村大字[illegible]ノ內[illegible]ノ線ヲ經テ同縣下[illegible]郡上[illegible]村大字[illegible]ノ內[illegible]ニ至ル水底電信線ハ左圖ノ通リ線路ノ左右ニ於ケル[illegible]內ヲ以テ[illegible]線路ト定ム（圖ハ略す）

明治二十九年十一月二十七日　陸軍大臣　子爵高嶋鞆之助

司法省告示第七十一號

新潟地方裁判所管內長岡區裁判所出張所盛岡地方裁判所管內宮古區裁判所川井出張所本年十二月七日ヨリ開廳ス

明治二十九年十一月二十七日　司法大臣　淸浦奎吾

司法省告示第七十二號

青森地方裁判所管內弘前區裁判所鰺ケ澤出張所本年十二月十日ヨリ開廳ス

明治二十九年十一月二十七日　司法大臣　淸浦奎吾

遞信省告示第二百五十號

來明治三十年一月一日ヨリ肥後國阿蘇郡宮原郵便局ヲ北小國郵便局ト改稱ス

明治二十九年十一月二十七日　遞信大臣　子爵野村靖

遞信省告示第二百五十一號

來十二月一日ヨリ安藝國廣嶋市廣嶋十日市町郵便受取所ヲ同國同市堺町四丁目ニ移轉シ堺町郵便受取所ト改稱ス

明治二十九年十一月二十七日　遞信大臣　子爵野村靖

遞信省告示第二百五十二號

來十二月十六日ヨリ肥後國天草郡牛深及同國同郡富岡郵便局ヲ三等郵便電信局トシ左ノ通改稱ス

牛深郵便電信局

富岡郵便電信局

明治二十九年十一月二十七日　遞信大臣　子爵野村靖

遞信省告示第二百五十三號

北海道北見國[illegible]郡[illegible]及[illegible]打嶋停止期限ハ從來每年一月及二月中ノ處自今右期限ヲ一月十五日ヨリ二月末日マデト改ム

明治二十九年十一月二十七日　遞信大臣　子爵野村靖

○辭令

臨時政務調査委員被仰付　農商務省農務局長　藤田四郎

同　文部省普通學務局長　木場貞長

同　大藏省主稅局長　目賀田種太郎

同　大藏書記官　添田壽一

丸龜稅務管理局長代理ヲ命ス　司稅官　武田直道

兼本職補海軍水雷術練習所長　吉野艦長海軍大佐　諸岡頼之

兼本職補吉野艦長　扶桑艦長海軍大佐　嶋岡好忠

兼本職補扶桑艦長（以上十一月二十六日）　海軍水雷術練習所長海軍大佐　上村正之丞

○ジョホーア國の宮殿

ジョホーア國とは馬來半嶋の極端にある一王國にして現今の英領新嘉坡嶋は此王國の南端に在り今を去るゝと凡そ八十年前英國が六萬弗を支出して其領主たるジョホーア王より買取りしものにして現今英國の海峽殖民地と稱する領地には新嘉坡嶋の外マラッカ、ピナン等の直轄地とペラ、パハン、セランゴル、スンゲーウジョン、チグリセンビランの五保護國ありて馬來半嶋中ジョホーアのみは依然として其獨立を保持するが故に馬來半嶋北緯五度以南の地は皆英國の所轄なれども獨りジョホーア王國あるものと知る可し英國政府は新嘉坡を去る事遠遠なる諸國を壓倒して其保護國と爲しながら接近せるジョホーアのみを舊の如く獨立せしめ置くは實に不思儀なるが如くなれども是れには深き仔細あるゝとなり英國が新嘉坡を占領せんとする時現今ジョホーア王の父なる某は半嶋中部の一王國より代官としてジョホーアに駐在せしに英人は厚く此代官を遇し勸告して曰く今や半嶋の全部に英雄割據して統一の任に當るの王なく殆んど紊亂の有樣なり然るに貴官獨り王命を奉じてジョホーアを統轄するは愚ならずや若し貴官にして此ジョホーアを擧げて獨立し王と稱するの意あらば英國は第一番に之を承認して貴官に對しジョホーア王殿下の尊號を呈せんと斯くて後益々獨立する事と爲りたれば英國人は其報酬として南端にある一小嶋を銀貨六萬弗にて英國へ讓與す可しと申し込みたるにジョホーア王は曩きの恩義もあれば據なく之を許可したり英國政府は乃ち又其報酬として先代ジョホーア王一代の間年々二萬四千弗宛の湯沐料を贈る事と爲せり

と云英國が新
後半嶋內の諸
更に手を下さ
は遲邏等の如
ば又外人に干
なく外に航し
內に止まりて
に交るゝ佳
ひ許多の女官
は此王の事に
の聞く事過般
偶然の事より
て語る所の二
●ジョホーア國●
の港は同嶋の
らんとするに
でざる可から
時間を要す可
支那人の端舟
ジョホーア市
軒の漁村と云
る宮殿あり其
ば少しく小な
にして所々四
と指呼相隱ず
の醜狀見るに
門前には銃を
●宮殿の內景●
門口の番兵殿
人物は皆純然
ふものなく風
異口同音客を
是れ案內賃の
履ひ宮中の案
下を取りて左
殿にして國王
なり外の二室
して共に美を
國の中央金庫
央に墨銀を入
通用わらば此
臣以下內閣員
より發するな
奧殿即ち上層の
ト宗の信者なる
室を異にし每
異書を以てし
國の習慣にて
如く歷代の君
ゐろの色を異に
當る爲め器具
殊に其器具中の
して其形ち獅子
するが如く遣
ひ馬來半嶋には
は皆純金なり其